

弁護団から一岡本浩明副団長



本件で監視対象となったのは、これまでそれぞれの立場から、信念をもって市民運動に熱心に取り組んできた人達です。そのような人達を、警察は、独自の価値観で監視対象とし、情報を収集したうえ、反対運動を潰す目的でその情報を事業主体たるシーテック社に提供しました。このことは、憲法が保障する表現の自由やプライバシー権を侵害するというほかありません。おりしも共謀罪法案が国会に上程されようとしています。共謀罪法案が成立すれば、この事件のような市民監視が合法化されてしまいます。私達は国家権力から監視され情報を収集される対象・存在なのでしょうか。そんなことはありません。私達こそが主権者です。国家権力も私達の主権に由来するのです。私達の主権に由来する国家権力が主権者たる私達の権利・自由を脅かすことなど決して許されません。この裁判は、「国民主権」の真の意味を問う裁判でもあると考えています。裁判では、当面、大垣警察の行った情報収集・管理・提供行為が具体的にどのように行われたのかという事実の問題、その監視行為等が憲法や法律に違反するかという違法性の問題、そして、その監視行為等が原告のどのような権利を侵害したのか、という権利侵害の問題などが、論争になるでしょう。まず大垣警察の行為の事実について、被告岐阜県が明らかにするよう、厳しく釈明を求めていく予定です。

~~~~~

**「もの言う」自由を守る会  
会員募集中！**

年会費：個人1000円、団体3000円

《会費・カンパ振込先》

ゆうちょ銀行振替

記号番号 00800-0-216504

加入者名 「もの言う」自由を守る会

大垣警察市民監視違憲訴訟の勝利をめざす  
**「もの言う」自由を守る会**

☎0584(81)5105 fax0584(74)8613  
<http://monoiujiyu-ogaki.jimdo.com/>



自由にものを言いたい  
監視されたくない  
わたしたちは犯罪者？  
**「もの言う」自由を守る会**  
ニュース 5号  
2017年3月20日

〒503-0906 岐阜県大垣市室町 2-25  
弁護士法人ぎふコロポ西濃法律事務所内  
大垣警察市民監視違憲訴訟の勝利をめざす  
**「もの言う」自由を守る会**  
☎0584(81)5105 fax0584(74)8613

## 大垣警察市民監視違憲訴訟第1回口頭弁論

### 原告『「もの言う自由」を取り戻すための裁判です』

2017年3月8日、大垣警察市民監視違憲訴訟の第1回口頭弁論が開かれました。雪が舞う寒さの中、約140名の方々が傍聴と激励に集まりました（法廷・報告集会のレポート及び原告意見陳述は次ページから）。

## 「もの言う」自由を守る会 第2回総会 (どなたでも参加できます)

4月22日(土) 14:00～ スイトピアセンター 6F

15:00～ 記念講演：山田秀樹弁護士(弁護団長)

## 大垣警察市民監視事件から見える**共謀罪の現実**



皆さまへのお願い  
◇会員になって下さい  
◇裁判を傍聴して下さい  
◇署名を集めて下さい  
◇広めて下さい  
・学習会を開いて下さい  
・周囲の人に伝えて下さい  
(詳細はHP又は事務局に電話でお問い合わせ下さい。)



## 第1回口頭弁論 県は誰も出廷せず、事実認否を拒否

傍聴には、愛知県からの方々も含め約140名が集まり、関心の高さを実感しました。大法廷（90名）に入りきれず、多くの方が岐阜県弁護士会館ホールでの報告集会の設営を手伝いながらお待ちいただき、感謝しています。



法廷では、原告の三輪唯夫さんが意見陳述。続いて山田秀樹弁護士団長が訴状の概要を説明しました。被告側は、3月3日付答弁書で、ほぼ全面的に認否を拒否し、この日の法廷には誰も姿を見せませんでした。小林明人弁護士事務所長は「警察は治外法権だと言っているに等しい」と、裁判所が被告に対し、きちんと認否を行うように強く促すことを求めました（被告答弁書、訴状の概要、三輪さんの意見陳述、求釈明の意見などは、ホームページにアップしています）。

## 報告集会

弁護士会館で行われた報告集会では、最初に登壇した原告、弁護士団が「共謀罪を許さない」と書かれたボードを全員で掲げました。参加者から裁判に関する質問や意見、この裁判へ期待する発言がありました。また名古屋の高層マンション建設



を巡る住民運動に対する警察の不当な介入事件で、当事者から恐るべき警察の実態が報告されました。また重度障害者の「いのちの差別」を巡る裁判の原告・支援者からは「もの言う」自由を守ることへの強い思いが語られました。

最後に、傍聴参加者、原告、弁護士団名で「共謀罪の国会への提出をしないよう求めるアピール」を安倍首相・金田法相に送ることを決めました（当日中にファックスで送付）。

## 三輪唯夫さんの原告意見陳述要約



私は、山に囲まれたのどかな里山・終息の地と思っている上鍛冶屋が大好きです。そこにシーテック社の風力発電所建設の話が、突然現われました。説明会で「風力発電事業に詳しいT先生とシーテック社の説明が違い過ぎるので、公開討論会をして欲しい」とお願いしましたが受け入れてもらえない等、事業者の姿勢は誠実さに欠け、地区で1年間検討した結果、総会で建設反対となりました。

朝日新聞の記者から、大垣署がシーテック社に個人情報に漏洩した話を聞かされ、実名掲載の打診がありました。掲載の影響が不透明で躊躇しましたが、承諾しました。警察の雇用主の一人である私の個人情報を、私の許可なく民間事業者に教え、風力発電事業を後押しする警察の姿勢は、私への背信行為であり、許せないからです。その後、証拠保全で入手した議事録で、警察は収集した個人情報を民間企業に教えて反対運動の芽を摘ませ、上鍛冶屋を地区から孤立させることに加担し、生活を守るための私の行動を反社会的で過激だと間違った情報を伝えて洗脳していたことが明らかになりました。警察は企業との情報交換を「通常行っている警察業務の一環である。」と言いますが、これを認めれば、すべての国民の声・行為が圧殺されます。

企業・行政・政治・社会に対し自分の意思で声をあげると、時の権力者はあたかも反社会的と考えます。しかし、歴史はその時の反社会的な声、行為が正しかった事実を沢山教えています。警察の情報収集・監視は、言論の自由を委縮させることに繋がります。戦後70年にわたって培ってきた民主主義が後退し、民主主義国家が危うくなります。私は言論の自由から話し合いが生まれて、人間の英知が集まり、人類を正しい道に導くと確信しています。今回の裁判は、声を上げることの大切さ、すなわち『もの言う自由』を取り戻すための裁判です。

次回口頭弁論 5月17日(水)10時～ 岐阜地裁 304号法廷